

# 一般財団法人 日本退職公務員連盟 定款 (抜粋)

(平成25年 3月21日 内閣総理大臣認可)

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本退職公務員連盟(以下「連盟」という)と称する。

(組 織)

第2条 連盟は、この連盟の目的に賛同する都道府県退職公務員連盟(以下「単位連盟」という)で組織する。

(事務所)

第3条 連盟は、主たる事務所を東京都文京区におく。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 連盟は、誰もが安心できる社会保障制度の構築を希求する。さらに、退職公務員が公務で培った知識と経験を活かして、公共の福祉の増進、生涯学習の推進、伝統文化の高揚等に寄与し、国際社会で信頼される国家、社会の構築に貢献することを目的とする。

(事 業)

第5条 連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 年金・高齢者医療・介護保険制度等に関する調査・研究
- (2) 年金・高齢者医療・介護保険制度等に関する研修、啓発、各制度の改善、構築をめざす活動
- (3) 福祉活動、子育て支援、伝統文化の伝承等に関する啓発、普及
- (4) 前各号を推進するために「退職公務員新聞」の発行及び配送
- (5) その他目的達成に必要な事業

2 前項の事業を、単位連盟と連携協力して全国で展開する。

第3章 財産及び会計(第6条～第9条)

第4章 評議員及び評議員会(第10条～第21条)

第5章 役員及び理事会(第22条～第38条)

第6章 定款の変更及び解散(第39条～第42条)

第7章 事務局(第43条～第44条)

第8章 情報公開及び公告の方法等(第45条～第47条)

第9章 補則(第48条)